

# 賠償責任問われることも

# 雨に濡れた床が凶器に ビルの防滑対策その注意点とは

建物の所有者及び管理者は、利用者が建物内で安全・快適に過ごすことのできる環境を整備する責任を負う。当たり前と思われがちだが、ふとした時にその安全性や快適性が損なわれることがある。例えば床の防滑対策。床に足を取られて転倒した場合、真っ先に転倒してしまつた自身の過失を疑ってしまう印象だが、防滑対策をオーナーが蔑ろにしていたか否かで、賠償責任が生じる可能性がある。雨の多い季節を控え、ビルにおける防滑対策やオーナーの注意点について検証してみよう。

## 滑り抵抗値が判断基準 0.45以下の床材は注意

誰でも街中で地面に足を滑らせ、転倒あるいは転倒しそうな経験はあるだろう。特に雨の日は建物内の床が滑りやすくなり、鉄道駅など公共性の高い場所では注意を喚起する光景がしばしば見られる。利用者側も足元には十分注意して通行するもの、中にはバランスを崩してしまつたりと姿が見受けられる。建物転倒しそうな床に足を滑らせた経験がある方は、予期せぬ転倒による死傷者数が多い理由とは何か。床が滑りやすくなり、雨など特定の状況下では特に転倒しやすくなる。実際、滑りやすくなった床での転倒による死傷者数は年間約2500人、負傷して入院するというケースは5万人以上というほどに達している。これほどまでに転倒による死傷者数が多い理由は、後頭部強打による脳の損傷によるものである。また、一命をとりとめたものの、マヒなどの致命的な後遺症を抱えてしまつケースも少なくない。

## 転倒・転落死が交通事故死者数を上回るという実態

### 防滑業振興協会



事務局長 三浦 宏之氏

になっています。年々管理技術者という資格制度を設け、防滑工事の品質の向上に努めるべきです。東京都では事故災害の多さを増えています。昨年は「東京都福祉のまちづくり条例」として「ファッションセンター」で転倒して怪我をした女性が損害賠償を求めて提訴し、店側を命じる判決が出ました。床が濡れて滑りやすいうちに、危険防止措置をとらなかつたことが過失認定されました。対策を怠つた場合、賠償責任が問われる時代となっています。ビルの所有者や管理者は何らかの防滑対策を行う必要性に迫られています。



「上野」駅前で防汚工事風景の注意を払つて通行している。しかし、それでも予期せぬ形で転倒は起こりうる。足を前方に滑らせると、もう片方の足で体重を支えようとバランスを取るために上半身が自然と後方にのけ反る状態になる。そのまま転倒してしまうとでん部あるいは後頭部に強い衝撃を受けることになってしまふ。滑りやすい床で転倒し死するケースの多くは、後頭部強打による脳の損傷によるものである。また、一命をとりとめたものの、マヒなどの致命的な後遺症を抱えてしまふケースも少なくない。

## 年間2000件の賠償事故も氷山の一角

### 関東不動産問題支援センター



代表弁護士 杉本 佳英氏

は、被害者が加害者側（テナント等）の賠償責任が認められるためには、加害者側の過失が認められる必要がある（民法709条）。しかし、ビル内で滑って怪我をしたなどの必要を注意し、この事故が発生した場合は、最終的にはオーナーが損害を賠償しなければならない（民法717条）。これは、立証責任がどちにあるのかという点に差があるからで、民法709条責任は転換されている点で、被害者に対して賠償金の支払いを命じる判決が出されるか、最も注意すべきポイントは、同じ平面状の床面状で床の材質が変わる場所である。階段や傾斜のある場所では利用する側は比較的足元に注意を払う必要がある。現場をめぐるとは、その使用条件や環境によって大きく異なる。平成7年に制定された平成21年改正された。平成21年改正された。ユニバーサルデザイン（UD）の理念を「床」の設計に位置づけること、廊下や階段などの整備基準は、一定の種類及び高年齢者や障害者等が安全かつ円滑に利用できること、表面の配慮し、「表面」は改修の際に整備基準は、粗面とし、又は滑りやすい材料で仕上げなければならないこととされている。現在、国におい

## 東京都



副知事 村西 紀章氏

「東京都福祉のまちづくり条例」は高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ることを目的として、平成7年に制定された。平成21年改正された。ユニバーサルデザイン（UD）の理念を「床」の設計に位置づけること、廊下や階段などの整備基準は、一定の種類及び高年齢者や障害者等が安全かつ円滑に利用できること、表面の配慮し、「表面」は改修の際に整備基準は、粗面とし、又は滑りやすい材料で仕上げなければならないこととされている。現在、国におい

## 必要に応じて施設整備マニュアル等の改正も検討

当協会は防滑対策施工管理技術者の育成やCSR（床材としての適切な滑り抵抗値）の測定、各種防滑工事を行う国土交通省認可の協同組合です。平成21年度に実施された厚生労働省の人口動態調査で、転倒・転落死が交通事故死者数を上回ることが明らかになりました。対策を怠つた場合、賠償責任が問われる時代となっています。ビルの所有者や管理者は何らかの防滑対策を行う必要性に迫られています。

# 平面上でも異なる材質の床で転倒リスク高まる

▲2面からつづく▼

で滑りにくい材質の床から雨などで滑りやすくなった床材に踏み出した瞬間、足を滑らせ転倒してしまいやすくなってしまふのだ。この他にも、過去に発生したあるスパーマーケットでの転倒事故では、床に落ちたキャベツの葉に足を取られ負傷したという事例もあるようだ。床材の滑りやすさを比較する際には、JIS（日本工業規格）で定められた滑り抵抗値（C・S・R）が用いられる。この値が0・45を下回ると通行した際に滑りやすいとされ、平時は0・45以上の値を示す床材でも、雨天時になると0・45以下になる場合もあるため、床材の滑りやすさを測定する場合には濡れた状態での測定も忘れてはならない。

また、建物のエントランス部にはマットが敷かれていることが多いのだが、滑り止め効果の高いマットと周囲の床材との滑り抵抗値が大きいほど転倒事故が発生しやすい。雨天時はエントランス部に雨水がたまりやすく転倒の危険性が倍増することから、利用者の動



▲屋外は雨が降ると滑りやすい。組むべき課題であるといえる。

## 床を濡らさない「転倒予防」として玄関マットが重要



日本支店 代表 エリック・デグーノ氏

当社はオランダに本社を置く床材メーカーで、環境配慮型のリノリウム床材を中心に床材全般を扱っています。現在、セラミックタイルを導入する施設が急増しています。大掛かりな工事になりか

フル・フロアメンテナ

施工費用は若干高いものの、メンテナンスが簡単のため、スピーディーに採用

なせません。そこで、屋内の床が濡れないようにするための玄関マットを設置することを推奨しています。床の濡れを吸水性の高いマットを能く吸い取ることで、安全設置すると効果的です。当社では、玄関マットも製造しており、入口



代表取締役 谷 健二氏

## 「フルフロアメンテナンス」

スパーやコンビニ等に使用されるセラミックタイルは、容易に清掃できることから、コスト削減のため導入が急増しています。しかし、その反面、グリップ工法は、セ



取締役営業部長 川瀬 康弘氏

## 防滑対策の必要性もっと認識されるべき

### ハイオニア・サービス

首都圏エリアにおいて、マンションや事業用物件などのビルメンテナン業務を受託しているハイオニア・サービスは、実際に事故が起る前に予防のための対策を行うビル



代表取締役 大木 彬氏

## 三和

## 安全・衛生・低コストをキーワードにフロアコーティング剤開発

テナントビルの床材に塗布して試験を繰り返しては、重ね、最適な効果をもたらし配合を検討しました。安心が、入居テナントや建物の滑り抵抗係数は1・25と、滑りにくく、評価を大きく分けました。そのうち、安全・衛生・低コストをキーワードに、シャ

## 特殊薬剤を塗布し滑りやすい石材を防滑

特殊薬剤を塗布し滑りやすい石材を防滑。利用者の安全を確保するために、特殊な会社を起用するべきです。